

政令

労働安全衛生法等の一部を改正する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十八年一月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第二号

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）第十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和四十八年政令第三百七十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。

- 2 阪神・淡路大震災に係る法律第十一号第一項の規定による府県の貸付金（次項第一号において「府県の貸付金」という。）に係る地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十一条の第六項の規定の適用については、市町（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市）（次項において「指定都市」という。）を除くが第七十一条第一項の規定により償還金の支払を猶予したときは、同令第七十一条の第六項第五号に該当するものとみなす。附則に次の一項を加える。
- 3 阪神・淡路大震災に係る法律第十二号第一項の規定による国の貸付金に係る国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第十四号）第二十四条第一項の規定の適用については、次に掲げる場合においては、同項第六号に該当するものとみなし、かつ、この場合における国の貸付金の償還期限の延長については、同法第二十六号第一項の規定は、適用されないものとする。
 - 一 府県が、市町（指定都市を除く。）に対し、地方自治法施行令第七十一条の六第一項の規定により府県の貸付金の償還期限を延長したとき。
 - 二 指定都市が第十一号第一項の規定により償還金の支払を猶予したとき。

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣 川崎 二郎
内閣総理大臣 小泉純一郎

労働安全衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十八年一月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第三号

労働安全衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、労働安全衛生法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第八号）の施行に伴い、並びに同法附則第八号及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

- 第一章 関係政令の整備（第一条―第六条）
- 第二章 経過措置（第七号）

附則

第一章 関係政令の整備
（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正）
第一条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第三十五号から第九十二号まで」を「第三十四号から第九十一号まで」に改め、第二十六号を削り、第二十七号を第二十六号とし、第二十八号から第六十九号までを二号ずつ繰り上げ、同条第七十号中「第三十号」を「第二十九号」に改め、同号を同条第六十九号とし、同条第七十一号を第七十号とし、第七十二号から第九十二号までを二号ずつ繰り上げる。

（労働安全衛生法施行令の一部改正）
第二条 労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第六号中第十六号を削り、第十五号の六を第十六号とし、同条第十八号中「特定化学物質等」を「特定化学物質」に改め、同条に次の一号を加える。

二十三 次に掲げる物を製造し、又は取り扱う作業（試験研究のため取り扱う作業を除く。）
イ 石綿（アモサイト及びクロソイドライトを除く。）
ロ イに掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの

第九号の二の次に次の一号を加える。
（法第三十一条の二の政令で定める設備）
第九号の三 法第三十一条の二の政令で定める設備は、次のとおりとする。

一 化学設備（別表第一に掲げる危険物（火薬類取締法第二条第一項に規定する火薬類を除く。）を製造し、若しくは取り扱い、又はシクロヘキサノール、クレオソート油、アニリンその他の引火点が六十五度以上の物を引火点以上の温度で製造し、若しくは取り扱う設備で、移動式以外のものをいい、アセチレン溶接装置、ガス集合溶接装置及び乾燥設備を除く。第十五号第一項第五号において同じ。）及びその附属設備

二 特定化学設備（別表第三第二号に掲げる第二類物質のうち厚生労働省令で定めるもの又は同表第三号に掲げる第三類物質を製造し、又は取り扱う設備で、移動式以外のものをいう。第十五号第一項第十号において同じ。）及びその附属設備

第十五号第一項第五号を次のように改める。

五 化学設備（配管を除く。）及びその附属設備

第十五号第一項第十号を次のように改める。

十 特定化学設備及びその附属設備

第十九条の見出し中「行なう」を「行う」に改め、同条第二号イ中「化学調味料製造装置」を「化学調味料製造装置」に改める。

第二十条第五号中「第六号第十六号のポイラー又は同条第十七号」を「ポイラー（小型ポイラー及び次に掲げるボイラーを除く。）又は第六号第十七号」に改め、同号に次のように加える。

イ 胴の内径が七百五十ミリメートル以下で、かつ、その長さが二千三百ミリメートル以下の蒸気ボイラー

ロ 伝熱面積が三平方メートル以下の蒸気ボイラー

ハ 伝熱面積が十四平方メートル以下の温水ボイラー

ニ 伝熱面積が三十平方メートル以下の高圧ボイラー（気水分離器を有するものにあつては、当該気水分離器の内径が四百ミリメートル以下で、かつ、その内容積が〇・四立方メートル以下のものに限る。）

第二十一条第七号中「特定化学物質等」を「特定化学物質若しくは第六条第二十三号イ若しくはロに掲げる物」に改める。

第二十二条第一号第三号中「特定化学物質等」を「特定化学物質」に、「同号イのロ」を「同号ロ」に改め、「若しくは」の「ロ」を「下」に、「第六条第二十三号イ若しくはロに掲げる物」を「若しくは」を取り除く措置を加える。

別添第一中「第十五条」を「第九條の三」に改める。

別添第二中「特定化学物質等」を「特定化学物質」に、「第十五条」を「第九條の三」に改め、同条第二号イを削り、同号ロを同号イとし、同号ロのロを同号イとする。

第三十条 労働安全衛生法関係手数料令(昭和四十七年政令第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第三十一条 労働安全衛生法関係手数料令(昭和四十七年政令第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第三十二条 労働安全衛生法関係手数料令(昭和四十七年政令第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第三十三条 労働安全衛生法関係手数料令(昭和四十七年政令第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第三十四条 労働安全衛生法関係手数料令(昭和四十七年政令第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第三十五条 労働安全衛生法関係手数料令(昭和四十七年政令第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第三十六条 労働安全衛生法関係手数料令(昭和四十七年政令第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第三十七条 労働安全衛生法関係手数料令(昭和四十七年政令第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第三十八条 労働安全衛生法関係手数料令(昭和四十七年政令第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第三十九条 労働安全衛生法関係手数料令(昭和四十七年政令第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第四十条 労働安全衛生法関係手数料令(昭和四十七年政令第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第四十一条 労働安全衛生法関係手数料令(昭和四十七年政令第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第四十二条 労働安全衛生法関係手数料令(昭和四十七年政令第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第四十三条 労働安全衛生法関係手数料令(昭和四十七年政令第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第四十四条 労働安全衛生法関係手数料令(昭和四十七年政令第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第四十五条 労働安全衛生法関係手数料令(昭和四十七年政令第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第四十六条 労働安全衛生法関係手数料令(昭和四十七年政令第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第四十七条 労働安全衛生法関係手数料令(昭和四十七年政令第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第四十八条 労働安全衛生法関係手数料令(昭和四十七年政令第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第四十九条 労働安全衛生法関係手数料令(昭和四十七年政令第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第五十条 労働安全衛生法関係手数料令(昭和四十七年政令第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第五十一条 労働安全衛生法関係手数料令(昭和四十七年政令第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第五十二条 労働安全衛生法関係手数料令(昭和四十七年政令第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第五十三条 労働安全衛生法関係手数料令(昭和四十七年政令第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第五十四条 労働安全衛生法関係手数料令(昭和四十七年政令第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第五十五条 労働安全衛生法関係手数料令(昭和四十七年政令第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第五十六条 労働安全衛生法関係手数料令(昭和四十七年政令第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第五十七条 労働安全衛生法関係手数料令(昭和四十七年政令第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第五十八条 労働安全衛生法関係手数料令(昭和四十七年政令第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第五十九条 労働安全衛生法関係手数料令(昭和四十七年政令第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第六十条 労働安全衛生法関係手数料令(昭和四十七年政令第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第六十一条 労働安全衛生法関係手数料令(昭和四十七年政令第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第六十二条 労働安全衛生法関係手数料令(昭和四十七年政令第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第六十三条 労働安全衛生法関係手数料令(昭和四十七年政令第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第六十四条 労働安全衛生法関係手数料令(昭和四十七年政令第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第六十五条 労働安全衛生法関係手数料令(昭和四十七年政令第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第六十六条 労働安全衛生法関係手数料令(昭和四十七年政令第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第六十七条 労働安全衛生法関係手数料令(昭和四十七年政令第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第六十八条 労働安全衛生法関係手数料令(昭和四十七年政令第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第六十九条 労働安全衛生法関係手数料令(昭和四十七年政令第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第七十条 労働安全衛生法関係手数料令(昭和四十七年政令第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第七十一条 労働安全衛生法関係手数料令(昭和四十七年政令第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第七十二条 労働安全衛生法関係手数料令(昭和四十七年政令第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第七十三条 労働安全衛生法関係手数料令(昭和四十七年政令第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第七十四条 労働安全衛生法関係手数料令(昭和四十七年政令第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第七十五条 労働安全衛生法関係手数料令(昭和四十七年政令第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第七十六条 労働安全衛生法関係手数料令(昭和四十七年政令第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第七十七条 労働安全衛生法関係手数料令(昭和四十七年政令第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第七十八条 労働安全衛生法関係手数料令(昭和四十七年政令第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第七十九条 労働安全衛生法関係手数料令(昭和四十七年政令第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第八十条 労働安全衛生法関係手数料令(昭和四十七年政令第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第八十一条 労働安全衛生法関係手数料令(昭和四十七年政令第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第八十二条 労働安全衛生法関係手数料令(昭和四十七年政令第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第八十三条 労働安全衛生法関係手数料令(昭和四十七年政令第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第八十四条 労働安全衛生法関係手数料令(昭和四十七年政令第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第八十五条 労働安全衛生法関係手数料令(昭和四十七年政令第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第八十六条 労働安全衛生法関係手数料令(昭和四十七年政令第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第八十七条 労働安全衛生法関係手数料令(昭和四十七年政令第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第八十八条 労働安全衛生法関係手数料令(昭和四十七年政令第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第八十九条 労働安全衛生法関係手数料令(昭和四十七年政令第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第九十条 労働安全衛生法関係手数料令(昭和四十七年政令第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第九十一条 労働安全衛生法関係手数料令(昭和四十七年政令第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第九十二条 労働安全衛生法関係手数料令(昭和四十七年政令第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第九十三条 労働安全衛生法関係手数料令(昭和四十七年政令第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第九十四条 労働安全衛生法関係手数料令(昭和四十七年政令第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第九十五条 労働安全衛生法関係手数料令(昭和四十七年政令第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第九十六条 労働安全衛生法関係手数料令(昭和四十七年政令第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第九十七条 労働安全衛生法関係手数料令(昭和四十七年政令第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第九十八条 労働安全衛生法関係手数料令(昭和四十七年政令第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第九十九条 労働安全衛生法関係手数料令(昭和四十七年政令第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第一百条 労働安全衛生法関係手数料令(昭和四十七年政令第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第三十六条	第三十一条第一項、第三十一条第二項、第三十一条第三項、第三十一条第四項、第三十一条第五項、第三十一条第六項、第三十一条第七項、第三十一条第八項、第三十一条第九項、第三十一条第十項、第三十一条第十一項、第三十一条第十二項、第三十一条第十三項、第三十一条第十四項、第三十一条第十五項、第三十一条第十六項、第三十一条第十七項、第三十一条第十八項、第三十一条第十九項、第三十一条第二十項、第三十一条第二十一項、第三十一条第二十二項、第三十一条第二十三項、第三十一条第二十四項、第三十一条第二十五項、第三十一条第二十六項、第三十一条第二十七項、第三十一条第二十八項、第三十一条第二十九項、第三十一条第三十項、第三十一条第三十一項、第三十一条第三十二項、第三十一条第三十三項、第三十一条第三十四項、第三十一条第三十五項、第三十一条第三十六項、第三十一条第三十七項、第三十一条第三十八項、第三十一条第三十九項、第三十一条第四十項、第三十一条第四十一項、第三十一条第四十二項、第三十一条第四十三項、第三十一条第四十四項、第三十一条第四十五項、第三十一条第四十六項、第三十一条第四十七項、第三十一条第四十八項、第三十一条第四十九項、第三十一条第五十項、第三十一条第五十一項、第三十一条第五十二項、第三十一条第五十三項、第三十一条第五十四項、第三十一条第五十五項、第三十一条第五十六項、第三十一条第五十七項、第三十一条第五十八項、第三十一条第五十九項、第三十一条第六十項、第三十一条第六十一項、第三十一条第六十二項、第三十一条第六十三項、第三十一条第六十四項、第三十一条第六十五項、第三十一条第六十六項、第三十一条第六十七項、第三十一条第六十八項、第三十一条第六十九項、第三十一条第七十項、第三十一条第七十一項、第三十一条第七十二項、第三十一条第七十三項、第三十一条第七十四項、第三十一条第七十五項、第三十一条第七十六項、第三十一条第七十七項、第三十一条第七十八項、第三十一条第七十九項、第三十一条第八十項、第三十一条第八十一項、第三十一条第八十二項、第三十一条第八十三項、第三十一条第八十四項、第三十一条第八十五項、第三十一条第八十六項、第三十一条第八十七項、第三十一条第八十八項、第三十一条第八十九項、第三十一条第九十項、第三十一条第九十一項、第三十一条第九十二項、第三十一条第九十三項、第三十一条第九十四項、第三十一条第九十五項、第三十一条第九十六項、第三十一条第九十七項、第三十一条第九十八項、第三十一条第九十九項、第三十一条第一百項
第三十二条第六項	第三十二条第六項(労働者派遣法第四十五条第十五項の規定により適用される場合を含む。)

(公益法人に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令の一部改正)

第五條 次に掲げる政令の規定中「労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法」を「労働時間等の設定の改善に関する特別措置法」に改める。

一 公益法人に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令(平成四年政令第百六十一号)別添第一(厚生労働省の項)

二 公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令(平成四年政令第百六十一号)別添第一(厚生労働省の項)

三 厚生労働省組織令(平成十二年政令第百五十二号)第百五十六條の二第二項第一号及び第二項

四 労働政策審議会令(平成十二年政令第百八十四号)第六條第一項の表労働条件分科会の項(労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法第八條から第十二條までに規定する厚生労働大臣の権限の一部の委任等に関する政令の一部改正)

第六條 労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法第八條から第十二條までに規定する厚生労働大臣の権限の一部の委任等に関する政令(平成四年政令第百九十九号)の一部を次のように改正する。

題名中「労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法」を「労働時間等の設定の改善に関する特別措置法」に改める。

第一條 第一項中「労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法」を「労働時間等の設定の改善に関する特別措置法」に、「労働時間等の短縮の促進に関する臨時措置法」を「労働時間等の設定の改善に関する特別措置法」に改める。

第二條 中「労働時間等の短縮の促進に関する臨時措置法」を「労働時間等の設定の改善に関する特別措置法」に改める。

第三條 労働安全衛生法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。附則第八條第一項の政令で定める資産は、厚生労働大臣が財務大臣に諮問して定める資産とする。

一 前項の規定により国が承継する資産は、労働保険特別会計労災勘定に前項とする。

二 前項の規定により国が労働保険特別会計労災勘定において現金を承継する場合においては、当該現金は、労働保険特別会計労災勘定の歳入とする。

附 則

施行期日

第一條 この政令は、改正法の施行の日(平成十八年四月一日)から施行する。ただし、第七條第一項の規定は、公布の日から施行する。

補則

第一條 第一條の規定による改正前の補則等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置(第二條 第一條の規定による改正前の補則等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第二條 第二十六号に掲げる労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法(平成四年法律第九十号)第二十三條の規定による交付金(次条において「時短交付金」という。)については、なお従前の例による。

(前項)に関する経過措置

第三條 この政令の施行期日した行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる時短交付金に係るこの政令の施行後した行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

事務大臣 竹中 平蔵
 財務大臣 谷垣 誠一
 厚生労働大臣 川崎 二郎
 内閣総理大臣 小泉純一郎